

未来技術実装支援事業費補助金 交付要綱

(通則)

第1条 県の交付する未来技術実装支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「未来技術」とは、Society5.0（超スマート社会）の実現に向けた革新的な技術となるAI、IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、自動運転、ロボット（ドローン含む）、VR/AR、キャッシュレス、ブロックチェーン等をいう。
- (2) 「実証事業」とは、製品やサービス等に用いる技術の高度化や使用環境に応じた改修等、製品やサービス等の社会実装に向けた課題等を検証するための事業をいう。
- (3) 「データ利活用」とは、事業戦略の策定、マーケティング戦略の見直し、サービスの付加価値向上及び新たな製品の開発・提供等を目的とした、AI、IoT、ロボット等のデジタル技術を用いたデータの収集、分析及び活用をいう。

(目的)

第3条 本県における未来技術の社会実装促進や産業データ等の分析・利活用により、革新的な製品・サービスの創出や企業の生産性向上、さらには新たな付加価値の創出を図ることで、経済発展と社会課題の解決を実現することを目的とする。

(対象者)

第4条 この補助金の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、別表1に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 栃木県内で、未来技術を活用した製品・サービス等を提供する実証事業を実施する企業
- (2) 栃木県内で、データの利活用により、生産性の向上や新たな製品・サービスの創出等を図るとともに、社会課題の解決につなげようとする企業

(対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、別表2に定める経費のうち、知事が必要かつ相当と認めるものとする。

(補助金の内容)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の4分の3以内の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、補助金の額の上限は1件当たり750万円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金等の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、次の表に定めるとおり知事に提出しなければならない。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
未来技術実装支援事業費補助金交付申請書	様式第1	1 補助事業計画書	様式第2	1	知事が別に定める日
		2 補助事業収支予算書	様式第3	1	
		3 その他知事が必要と認める書類			

2 前記の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第8条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第4によりすみやかに通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定に当たっては、あらかじめ別に定める審査委員会から審査結果の報告を受けなければならない。

3 知事は、第1項による適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

（採択の基準）

第9条 補助事業は、以下の各号に掲げる採択基準の観点から総合的に評価し、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 事業の目的や内容が明確になっているか。
- (2) 事業で得た成果が、本県における未来技術の社会実装又は、データの利活用による生産性向上や製品・サービスの創出等に貢献するか。
- (3) 本県の地域課題の解決や経済成長に資するか。
- (4) 実施・管理体制やスケジュールに無理がなく妥当か。
- (5) 事業に要する経費の内訳が、事業計画内容等に照らして妥当か。

（補助条件）

第10条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、様式第5によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第6によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに様式第7により知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 知事は、第1号から前号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附すことがある。

（軽微な変更）

第11条 前条第1号における軽微な変更とは、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合であり、次のいずれかに定める場合をいう。

- (1) 補助事業に要する経費の20パーセント以内の減少となる事業の内容の変更をする場合
- (2) 別表2の補助対象経費の各経費区分の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分を変更する場合

（状況報告）

第12条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が別に定める期日現在における補助事業の遂

行状況について、様式第8による報告書を翌月の10日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
未来技術実装支援事業費補助金実績報告書	様式第9	1 補助事業実績書	様式第10	1	知事が別に定める日
		2 補助事業収支決算書	様式第11	1	
		3 支出明細書	様式第12	1	
		4 その他知事が必要と認める書類			

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定により補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び検査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者の様式第13により通知する。

(補助金の請求)

第15条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
未来技術実装支援事業費補助金交付請求書	様式第14	1 交付決定通知書の写し	1	知事が別に定める日
		2 その他知事が必要と認める書類	1	

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付決定の取消等)

第17条 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他この要綱に違反したとき又はこの要綱等に基づく指示に従わないときは、補助金の交付決定を取消することができるものとする。なお、これは補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(帳簿の備付等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7(2025)年4月1日から適用する。
- 2 未来技術企業・実証事業誘致事業実施要綱(令和2年6月1日制定)は廃止する。
- 3 データ利活用支援事業実施要領(令和5年7月18日制定)は廃止する。
- 4 この要綱は、令和8(2026)年3月31日限り、その効力を失う。

5 この要綱の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 4 条関係)

<p>① 暴力団（栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は役員等が暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である</p> <p>② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている</p> <p>③ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している</p> <p>④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している</p> <p>⑤ 国税及び地方税を滞納している</p>
--

別表 2 (第 5 条関係)

経費区分	内容
人件費	事業に従事する人員の直接作業時間に対する給与・賃金
事業実施費	原材料費、機械装置又は工具器具の借用・購入・試作・改良・据付け・修繕に要する経費、他者が所有する産業財産権の導入に要する経費、外注加工費
改装費	事務所・店舗・工場等の改装に係る工事費
事業運営費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、旅費
委託・外注費	他の事業者による事業の一部又は必要な業務を委託・外注する経費
専門家経費	専門家による技術指導やコンサル等に要する経費
システム関連経費	データの購入、システムの開発、専用ソフトのサービス利用・保守に要する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費